

市川 顕・高林喜久生編著
『EU の規範とパワー』
(関西学院大学産研叢書 44)
中央経済社 2021

香 川 敏 幸

はじめに： 本書のタイトルにある「EU（欧州連合）」は、第2次世界大戦後の欧州復興期において欧州の経済諸共同体（ベネルクス関税同盟をはじめ欧州石炭鉄鋼共同体など）を基盤にして1957年にローマ条約（欧州共同市場 EC 設立）が締結されて以来60年余を経て、グローバル化のなかさまざまに連動し重層的な「複合危機」に直面し、実存的危機（いずれも、遠藤乾著『統合の終焉：EUの実像と論理』岩波書店、2013、『欧州複合危機：苦悶するEU、揺れる世界』中央公論新社、2016などによる）の岐路に立っているという。

本書の背景・意義： 関西学院大学産業研究所（以下、「産研」）の共同研究プロジェクト「EUの規範パワーの持続可能性に関する実証研究」（2017～2019年度）の研究成果である（本書「あとがき」227頁）。産研は、また、これまで一連のヨーロッパならびにEUに関する研究叢書を刊行していて、本書も『EUの規範とパワー』のタイトルでラインアップに加えられた。「EUの規範政治」に関しては、本書の編者（市川顕・前共同研究代表）をはじめ執筆者の多くにより、すでに同名のタイトルで専門学術書（白井陽一郎編『EUの規範政治：グローバルヨーロッパの理想と現実』ナカニシヤ出版、2015）が刊行されており、さらに『産研論集』第43号（2016）において〈企画論文〉が編まれていて、「EUの対外政策において規範の問題をどのように考えていけばよいのかについて、既存研究での議論をまとめたい。」（市川顕、1頁）と提起している。また、『EUの社会経済と産業』（第

14講EUはいかなるパワーか」産研レクチャーシリーズ、257～275頁、2015）において、EUは人口や経済力以外に、死刑廃止や難民政策のような人道・人権に関する価値基準をはじめ各種の制度や規制で世界に標準（法規定による）を提起することで、その存在感を高めるという点から、「規範パワー」であると解説している（評者による上述書に対する書評、『産研論集』43号、2016、151頁以下も参照されたい。）。本書は、「イギリスのEU離脱など実存的危機にあるEUが自らを規範パワーだと定義し、その方向に進もうとしているのかどうか、その集会的政治思想はどのような制度的条件下で担保されるのか、EUが規範パワーとして自己規定していくよう加盟国を方向付けていく制度的条件について検証している。」（本書「あとがき」同頁）。

本書の主題と位置づけ： そもそもEUをどう規定するか、EUの「アイデンティティ」（ヨーロッパとは何か）や「実存」（他者との差異を有する「特別な」存在か）そしてそこにある「集团的政治思想」や理念、国際法や国際政治・国際関係などEU内外環境における「制度的条件」など、第2次世界大戦後から冷戦期およびポスト冷戦を経て今日までの世界情勢やさらにグローバル化（世界全体にしる、部分的にしる）をめぐる複雑な歴史的過程をも考慮すれば、研究者にとり実にエネルギーを要する研究領域をなしていると言える。改めて本書の主題につき確認すると、「EUにおける規範および規範研究（の意義）」などについては、第5章「1

規範概念の整理とレジリエンスについて」(87-9頁)において簡潔にまとめられている。それによれば、EUにおける規範とは加盟国・市民によって受容され、遵法・遵守される（と期待される）「共通の行動規則」と定義される。なぜ受容され遵守されるかといえば、それは「(欧州)連合およびその前身の諸機構が、60年以上にわたって欧州において平和、和解、民主主義、人権の向上に貢献してきた」(2012年ノーベル平和賞受賞理由、ノルヴェー・ノーベル委員会)と評価されたように、民主主義、法の支配、人権および基本的自由などの価値やアイデアに基礎づけられているからである。これらの価値はEU域内にとどまらず、EUが「国際的アクター」として国連をはじめとする国際機関や米国・ロシア・日本・中国など、紛れもなく「パワー」を有する大国やその他のアジア・アフリカ・ラテンアメリカの諸国・地域に対しても「共通の行動規則」として受容し、遵守されるように流布・浸透させることが、「EUの規範パワー」となる。このような「EU規範パワー論」は、2000年代初頭に、イアン・マナーズ(Ian Manners)らによって主張され、EU研究史上に大きなインパクトを与えたとされる。

本書の内容(縮約)： 本書は第1章から第11章までで構成されていて、EU統合という「大きな物語」をフレームとして鍵となる概念である「規範/パワー」に係るそれぞれの「物語(ナラティブ)」をリンクし合いながら紡いでいる。以下に、聞き手のひとりとして、内容をできるだけ忠実に紹介してみたい。

第1章(鈴木謙介)は、情報通信分野でのGAFに代表されるプラットフォームによりサービス市場がグローバル化し、またICTを巡る米中対立が先鋭化するなど、この分野での技術革新が急速に進展するなか、2016年4月に制定され2018年5月から適用された「EU一般データ保護規則GDPR」(前文と本文で構成されていて、両者ともに「個人情報保護委員会」による日本語仮訳がある。)を事例に、規範パワーの社会学的アプローチである構成主義の立場から、たとえばインター

ネット上で地域を超えて流通する個人データの「忘れられる権利」のように「間主観的に」受容され遵守が動機づけられ、域内市場でのデータ保護と利活用の両立を図ることを目的とする法規制が「規範パワー」となることを明らかにする。「パワー(権力)と支配」、「規範と逸脱」など、伝統的な社会学的検討がなされていることも本章の特徴であるが、同時にGDPRに限定して事例研究を行うことの限界を含め、今後の課題も指摘される。

第2章(望月康恵)では、「欧州連合(EU)の規範パワー(NPE)論は、市民パワー(同筆者の別の文献・白井陽一郎編『EUの規範政治』2015「第2章EUは『規範パワー』か?」では「民生パワー」)や軍事パワーの議論を超えて、「規範」に着目することにより、国際社会におけるEUの役割について議論を展開してきた」と、新しいパワーの議論に着目したうえで、国際機構の機能について国際法学の観点に立って、規範パワーの存在形態、パワーの根拠・行使の結果と影響、規範パワーが欧州に特化した研究であるのかなど、疑問を提起することから、本章を説き始める。続いて「規範的」なるものについて「規範的な性質を有するEUが規範的に行動する」と論じられること、EUおよびその他の国際機関で共通する規範の法体系、そして規範の普遍性についてなど、『規範的』なるものを再考する。さらに規範パワーを「ノーマルという概念を形成できる能力」とし、行使する主体(誰がその能力を形成し行使するか)の検証、そしてさらに重要な具体的事例についての実証研究による多面的な規範パワーの検討などによりその意味内容をより厳密化する。こうして改めて「EU規範パワー」の議論がEU以外の国際機構にも規範パワーの議論の可能性を広げることが、国際社会における「立憲主義」と規範パワー論の共通項、さらに「普遍的な価値を有する規範が形成される」という普遍性の議論は、「権力のグローバル化を合理化するイデオロギーとして乱用される危険性をはらむ」一方、国際法にあらたな地平を拓く可能性をもたらすことなど、「再考」の意義が示される。最後にEUと国際機構の研究の懸け橋となることを期待する。

第3章（武田健）では、2010年代から、一部の加盟国による法規範に対する政治的介入や圧力など「法の支配の後退（backsliding）」という基本的価値規範である民主主義と法治に対する深刻な危機が発生し、EUがどう制度的に対応するのかを明らかにする。まず、第5次拡大（2004年）で加盟したハンガリー、ルーマニアおよびポーランドにおいて発生した「司法の独立」に関わる「司法改革」（ルーマニアでは2012年に大統領弾劾をめぐる国民投票とその有効性を争う憲法審査、2017年以降には政権与党・社会民主党首の汚職問題をめぐる司法への干渉など）、問題発生状況などを端的に紹介し、その時のEUの制度的状況（EU条約第2条には民主主義・人権・法の支配など主要な価値規範の遵守が規定されているが、その定義が明確でないために司法上の制約があること、また同7条には価値規範遵守の予防と制裁の政治的手続き規程はあっても、実際の適用・実施のハードルが高いこと）を概観する。つづいて欧州委員会（「EU諸条約の擁護者」）を中心に初期対応（2012～2014年）について、2つの既存制度（EU法上の義務違反手続き＝EU運営条約第258条の発動、および司法制度と汚職問題に対するモニタリングの「協力と検証のメカニズム CVM」）の対応がとられたことに言及する。さらに各国の司法部を「能率性」「質」「独立性」の基準で評価する「司法スコアボード」というツールも試行され、2014年には各国の行動の是正を促す「法の支配枠組み」という新しいメカニズムが導入されたことに触れる。欧州議会や理事会でも各国政府との対話などを行ったが、両者ともに「消極姿勢」にとどまっていたことから、EUの初期対応は各国の「アイデンティティ」尊重が足枷になって概してそれらの効果は鈍かったと特徴づけている。2015年以降には「新たな局面」に入り、EUが法の支配の問題に「スコアボード」・「ダイアログ」の新しいメカニズムを適用する準備を進める一方、ポーランドの政権が司法の独立を脅かす司法改革を進め、またハンガリーとポーランドとが互いに協力して拒否権行使を公言してEUの制裁発動に対抗する姿勢を取り始めた。このようにEUは「法の支配」を加盟国に遵守させる方策の整備を進めて対応を

準備しているが、2020年7月に、多年次（2021-27年まで7年間）財政枠組み（「次期中期予算計画 MFF」）については、本書第6章参照、特に、「3『法の支配』とEU予算」を参照）と「次世代のEU（Next Generation EU）」というCOVID-19からの復興基金の設立をめぐる特別欧州理事会において議論の末、「その予算（多年次財政枠組み）と次世代のEU（コロナ復興計画）を守るためのコンディショナリティ（『法の支配』という直接的な表現はない）のレジーム」の導入の方向で調整された。理事会の特定多数決採択のレジームは明記されたが、しかし依然として「拒否権」発動の可能性は残されているようである。

第4章（吉沢晃）では、1990年代以降グローバル化の進展により物・サービス・資本・人の国際移動が活発化し、カルテルや独占的地位の濫用、大企業間のM&Aなど反競争的な国境を超えた企業活動とそれを規制する競争法（管轄権）とにズレが生じて反競争的行為を取り締まることが難しくなってきた。本章では、EU競争法の域外適用という競争政策における対外的な「規制力」において、日系企業を含む域外企業に対して差別的待遇が行われていないか、カルテル規制の事例研究を行う。第2節でマナーズに従い分析枠組みとして規範パワー論を3段階の分析手順（原則・行動・影響または伝播）とそれに対する批判点とを整理して、第1に、EUが推進する規範を、法や政策文書により確認し、第2に、それらの政策の実態と規範の一致（ズレの有無）を検証、第3に、域外主体（本章では、特に、日本企業が対象）に規範パワーの行使を正当化（特に、「日・EU経済連携協定」第十一章競争政策5条の「無差別待遇」を通じてそれぞれに遵守義務を確認するような方法）してきたかを検証する。第3節では競争法の国際的適用の2つの法理（経済単位理論と実施理論）について、カルテル規制分野でのそれぞれの関連する事件（1972年の欧州司法裁判所判決で確立した「国際染料カルテル事件」、1988年に同様の判決で確立した「木材パルプ・カルテル事件」）を説明し、EU域外企業への適用が確立されたという。競争政策当局統計データにより、2000年代

に入り EU カルテル規制の摘発数（5年間平均 30 件程度）ならびに制裁金額（1 件当たり 1 億ユーロ超から 2 億 5 千万台、さらに 3 億ユーロ超へ）の増大傾向が示され、EU 競争総局（DG コンブ）体制の強化をはじめ、カルテル事件の内部告発を可能にするリニエンシー制度の導入、一方で制裁金算定ルール改正、さらに和解手続きの導入など、カルテル規制の厳格化が EU 競争政策ならびに国際的な潮流となっていると指摘する。第 4 節では、本章の主眼である「企業国籍に基づく無差別待遇」という規範が EU カルテル規制の日系企業への適用事例において適切に実施されているか否かの検証を詳細に検討している。この事例研究により、EU の無差別待遇規範と政策の実態は一致しているという結論が導かれ、同時に、個別の事件審査において遍く「公平な政策」ということではないとし、競争政策の立法過程において加盟国政府や産業界の利益が反映されているかの研究と相互参照する必要について示唆している。

第 5 章（市川顕）では、EU の行動規範の中でも特徴的な気候変動政策についてその規範の強靱性（レジリエンス）と脆弱性を明らかにすることを目的に、EU エネルギー同盟の政治過程についてその端緒（2014 年 3 月）から「エネルギー同盟パッケージ」発表（2015 年 2 月）までを中心に、主要なアクターの言動を公式文書・プレス発表そしてメディアなどから抽出して分析している。そもそも EU のエネルギー安全保障政策と気候変動・行動規範との間には一定の緊張関係があり、加盟国間の複雑なエネルギー事情（たとえばここではポーランドの石炭産業への依存、ドイツのロシア産天然ガスへの依存、あるいはフランスの原子力産業への依存など）の要因があることも知られている。僅か 1 年足らずのうちに、エネルギー同盟の名のもとに気候変動と統合を図る政策パッケージが編成されるという迅速さの背景には、主要アクターの精力的な政治力学が作用していたことが、生々しく読み取れる。ここでの主要アクターは、EU 気候行動総局（DG-CLIMA）担当委員（後に EU 委員会副委員長として再任）であったコニー・ヘデゴーであり、ポーランド首相から欧州首脳理事

会常任議長となるドナルド・トゥスクであり、EU 委員会委員長に就任するジャン＝クロード・ユンカーであり、この「ユンカー・トゥスク体制」の下でエネルギー同盟担当副委員長に就任したスロバキア外交官のマロシュ・シェフチョヴィチ、そして 2015 年 1 月から上半期の EU 議長国ラトビアであった。「パッケージ」の強みには各方面からの期待が挙げたことであった。第 1 に、エネルギー効率に対する期待、第 2 に、循環型社会構築への「梃子」となるという期待、第 3 に、電力の相互連結性、第 4 に、再生可能エネルギーの普及に対する民間団体や環境 NGO からの期待であった。本章の分析に当たり、規範の階層性（大括弧付き、中括弧・小括弧）の枠組みと「機会の窓」（この場合、ウクライナ危機を千載一遇の機会とする）という戦略理論を用いていることも特徴である。

第 6 章（東野篤子）は、新型コロナウイルス感染症拡大により打撃を受けた EU 域内経済の復興という喫緊の課題に対する財政的対応（「次世代の EU」という 7,500 億ユーロの復興基金）と EU の 2021-27 中期予算計画（「次期 MFF」の 1 兆 743 億ユーロの多年度予算）との二本立てで生まれ、特に復興基金のうち 3 割を「共通債」発行で賄うという史上初の試みについて、2020 年 7 月の欧州理事会を中心に南北加盟国間の「分断」という背景、合意に至るまでの政治交渉過程、そして合意の意味と今後の課題など、EU 統合の現状と展望を考察している。コロナ危機に対する加盟国間の支援に遅れや齟齬が生まれて、「ヨーロッパの連携の精神に反する」という批判が生じ、イタリアがコロナ債などの措置を求めたのに対するフォン・デア・ライエン EU 委員長の発言など不協和音の中で、大規模な次期 MFF でのテコ入れや共通債構想の検討がなされ、北の「儉約 4 か国」（オランダ、デンマーク、スウェーデン、オーストリア）に対してマクロン仏大統領とメルケル独首相とが働きかけて、主要な加盟国の間での合意形成が可能になったようである。しかし一方、ハンガリーのオルバン政権、ポーランドの「法と正義（PiS）」政権などにより、EU の基本的価値のひとつである「法の支配」規範に反する国内措置を強行したこ

とに対し、EUは「法の支配を強化するための新たな枠組み」（2014年3月）を新設し、両国とそれぞれ対話を図るが改善されず、ついにEU基本条約7条に基づく制裁手続きを開始することになる（以上の経緯については、第3章「5新たな局面と制度的発展」（54頁以下）にも詳述されている。）。また、先の「次期MFF」の成立にはこの「法の支配コンディショナリティ」を両国が受け入れても、欧州議会の提案していた多くのプログラムの予算が大きく削減されることから、復興基金とのパッケージは「苦い薬」として同意手続きが取られることになった。こうして合意形成に向けての交渉過程で、EU価値規範およびパワーの在り方も岐路にあることが示唆された。

第7章（山川卓）では、「欧州における最大のマイノリティ（「トランスナショナルな枠付け」により）」と位置付けられ、2004年および2007年のEU東方拡大により、人権・マイノリティ権利保障を中心に「統合・包摂政策」（ロマの人びとの周縁化という社会構造変革のアプローチとしての「ロマ包摂の十年」）がより鮮明になってきた「ロマ保護」に対する政策規範の発展とそこに包含される「人の移動の自由」が潜在的な安全保障の脅威となるというような論理との間の矛盾の変遷、EUロマ政策文書「2020年までのロマ統合国家戦略に関するEU枠組み」（2011年採択）の論理と批判分析、2020年以降のEUロマ政策につきEU主催の国際ワークショップの第3と第4セッションで議論された「反ジプシー主義との闘い」・「ロマの多様性」を中心に「ロマ政策の焦点が分散している状況」が見て取れるという。以上の議論を踏まえて、2020年以降のEUロマ政策において施行される方針について整理する。ロマの人びとの居住や移動の範囲が東方拡大後のEUにとってまさに域内政策となり、ロマ保護政策がEU基本権に関わる価値規範となったことが、貧困や雇用、マイノリティ・ジェンダー問題、教育・健康・住宅など社会経済的なフレームを明確にする必要が生じたからだというひとつの理解が生まれたといえる。最後に、EUロマ政策規範は、相矛盾するロマ政策を引き継ぎながら、その対象となる「ロ

マ・カテゴリー」（出自が異なる集団の総体、一般に「ロマ＝トラベラー」と呼ばれる。）が細分化され、それぞれに対する管理と選別の強化の一方、排外主義（ゼノフォビア）が広がり、ロマの人びとの実存が危機に直面する可能性もある、と懸念される。

第8章（松尾秀哉）では、ヨーロッパないしEU域内における分離独立運動（本章の扱う中心はベルギー・フランデレン地域、そのほか英国のスコットランド・北アイルランド、スペインのカタロニアなど）とEUによる影響の関係を、先行研究では「国内要因」とするかあるいは因果関係が「曖昧」とされていることから、特にEU委員会（EUをアクターの「場」または「目標・資源」とするのではなく）に限定して焦点を当てるという視点を提示し、ベルギーにおける2014年5月の総選挙後の連立政権交渉とEUとの関係および同じく2019年5月の総選挙後の政治危機を事例として、ベルギーという「言語紛争（フランス語のワロン地域とオランダ語のフランデレン地域）」を抱え「テロの温床」とされる不安定な「多極共存型連邦制」の「効果（逆説?）」をEUとの間の一定の影響（特に、EUの「人事権」をパワー（権力）とすれば、例え間接的にせよ、ベルギー連立政権交渉の長期化と「政治空白」およびその国内政治要因である「分離独立運動」を利用した干渉という側面）として位置付けることができるという仮説の検証を目的にしている。2回の総選挙後の連立交渉の事例により、たとえば欧州理事会常任議長の人事でフォン・デア・ライエンEU委員長のパートナーとしてワロン自由党（MR）の党首で2014年連立政権の首相であったシャルル・ミシェルが2019年に新議長に選出され、同時にEU委員（司法担当）に同じMRの前外相ディディエ・レンダースが就任するというベルギーの地域間バランスを崩す異例の人事となったことがさらにベルギー国内の亀裂を生むことになりかねないと結んでいる。

第9章（小林正英）では、EUの共通安全保障・防衛政策（CSDP）を参照基準として、「安全保障政策主体としてのEU」が、域外でのテロ対応も

視野に入れてテロという新たな安全保障課題に対しどのように対処しようとしているのか対テロ戦略の構築過程を詳細に追究し、「規範的言説の浮沈」を観察する。21世紀に入り繰り返されるEU域内におけるテロは、第一波の2004年3月のマドリード列車爆破事件、2005年7月のロンドン同時爆破事件、さらに2010年代中盤以降の第二波との共通する特徴は、自国民によるホームグロウン・テロであった。EUのテロ対策は、CSDP的側面を視野に「テロとのたたかいについての宣言」発出について「テロとのたたかいのESDP的側面についての概念的枠組み」文書を策定し、同時に主要国が消極的ながら「テロ対策調整官(EUCTC)」ポストを新設した。2005年12月にはロンドン同時爆破テロを契機として英国の主導により、「EU対テロ戦略(EUCTC)」が策定され、すでに英国では先行して2003年「対テロ戦略CONTEST」が下敷きになっている。2009年のリスボン条約発効を契機に新たなEU域内安全保障戦略(EUISS)が欧州理事会議長国スペインの主導で策定される。これによりEUの対テロ戦略はより「内向き化」し、「戦略的関与・人権尊重、安全・自由・公正」などEUの規範性が前面に出たという。2015-16年からテロの頻発に直面して、EUISSの改訂作業が進められるが、2015年版には「CSDPとの連携」が明文化されていることに注目する。2011年の不安定化する西アフリカ・サヘル地域に対する「サヘル安全保障と開発のための戦略(サヘル戦略)」に関しては、対テロ戦略として一貫性があり包括的ではあっても、EUの利益には言及するものの、「規範的・価値的言説」という面を欠いていると指摘する。このような規範的言説の浮沈が見て取れる中で、2020年7月に採択された安全保障同盟戦略(EUSUS)は、「ついに規範的言説を獲得した。」と評価する。

第10章(福海さやか)では、EUがコロンビアにおいて取り組んできた麻薬(コカイン)規制政策の展開について考察する。最初に、麻薬の供給抑制政策にはひとつは「アメリカ式麻薬規制」と呼ばれる法規制を中心として「短期決戦型」の麻薬作物の撲滅、密売組織や売人への厳しい取り締

まりなどを中心とした政策であり、もうひとつは「ヨーロッパ式麻薬規制」というもので、麻薬生産地域全体の生産力を上げるよう経済開発と貧困撲滅・犯罪抑制の社会発展を支援するもので、コストも時間もかかるより長期的な政策である、と整理する。両者の国際的なプレゼンスには大きな相違があり、2000年代以降からはEUの開発重視型の麻薬規制政策が、「リベラルで平和的」とラテンアメリカ政府関係者に評価されるようになる、という。コロンビアにおけるコカイン産業は、製造技術の向上により2017-18年に最盛期を迎え、ヨーロッパの麻薬市場におけるコカインのシェアが増加し、規制政策の効果はなく、市場規模を拡大したという。筆者は、2002年から2018年に前後11回にわたりEU理事会・欧州委員会(ブリュッセル)をはじめボゴタのEU代表部でのインタビュー、その他コーヒー農園(サレント)などコロンビア現地でのインタビュー調査を通じて、EUのコカイン規制が「国際社会の一員としての義務と責任(共有責任)でありEUの直接的利益ではないという認識で関与していたこと、しかしながら2010年にはEU理事会がラテンアメリカの麻薬密輸組織の活動を「EU域内に影響を与え得る安全保障上の深刻な問題」と認めたこと、EUのコロンビアにおける「開発系麻薬規制」(政府との協調路線に沿う平和構築プロジェクト)の「成功例」として「ピース・ラボラトリー」、そしてまたEUが地方における司法制度の確立を目指す「対国際組織犯罪支援プロジェクト(ELPAcCTO)」などに関して、多くの貴重な知見を得ている。

第11章(高林喜久生)では、世界産業連関表データベース(WIOD、EU委員会のFP7資金により2009年にオランダ・グロニンゲン大学を中心にプロジェクトが開始)を用い、①EU域内(第4次拡大以前EU-Iおよび第5次拡大以降EU-IIの2地域)と域外(米国・中国・日本・その他世界の4地域)との相互依存関係を明らかにすること、②EU第5次拡大がEU-IとEU-IIとの相互依存関係に与えた影響について検討すること、③EU経済の基盤となる産業(特に、製造業の中でも自動車

産業とコンピュータ・電子機器産業）の盛衰と持続可能性について検討することなどを目的とする。著者は、2000～2014年間の56部門43地域取引基本表の元表をベースに、産業部門（56部門、20部門、1部門）と地域（43地域、6地域）を統合した取引基本表を作成し、投入係数表と逆行列表とを求める9つの作業を行っている。統合1部門6地域産業連関表取引基本表（図表11-1・2）からはEU-IとEU-IIそれぞれの15年間の生産増加額および中間投入増加額で後者の方が高い伸び率を示している、両者の産業連関が密接になっていることがわかる。特にEU-I、すなわち第5次拡大加盟国におけるEU-II、すなわち第4次拡大以前加盟国からの投入係数の高まりが注目される、という。統合20部門6地域逆行列表による影響力係数と感応度係数（図表11-4・5、いずれも上位25部門抜粋）からは前者においてEU-IおよびEU-IIとも緩やかな上昇傾向にあり、後者については両者とも横ばい傾向が見られる。EU-Iでは多くの第3次産業での感応度係数が大きく、EU-IIなど他の地域からの経済効果の受け皿となっていること、またEU-IIでは多くの製造業の影響力係数が高く、EU-Iから移転した産業がその生産拠点になっていることがうかがわれる。56部門6地域逆行列表による影響力係数と感応度係数（図表11-8・9、いずれもEU-IとEU-IIの2地域のみ抽出、上位25部門）からは、EU-Iにおいて輸送用機器（自動車）およびコンピュータ・電子および光学機器の影響力係数が最も高く、EU-IIにおいて化学と基礎金属の製造を含め管理・支援サービス、卸売り・倉庫、金融サービスなどのサービス部門における感応度係数が高い。両地域の間には中核産業での競争力格差が拡大したことが示唆される、という。ここにEU諸国の経済力によるパワーバランスに変化が見られることを示唆している。

結びに代えて： EUの国際組織としての統合の歴史的発展、制度と政策分野での革新など、その推進の源泉については多様な見方があるが、本書が社会構成主義を研究アプローチとしているとすれば、「パワー（権力）」について触れておきたい。「権力と支配」について政治社会学的に基礎

づけたのはマックス・ウェーバーであろう。権力とは「他人の行動に対して自分の意思を強制する可能性」と定義する。支配（権威）に関しては、特にアクターとしての官僚、組織論としての官僚制を中心に目的合理性および価値合理性に基づきその理念型（類型）を明らかにしている。司法および行政が規則（rule、Regeln）の体系（コスモス）の下で適切に遵守されることが要求されること、ここでの規則には技術的規則と規範（norms、Normen）があり、そのための専門的訓練を受けた人びとを「官僚」と呼ぶ。バートランド・ラッセルによる権力の定義は、「意図した効果（intended effects）を生み出すこと（production）」と簡潔である。権力の行使が支配であるとする、ジョン・K・ガルブレイスは、「威嚇」・「報償」・「(社会的)条件づけ」の三手段を挙げる。社会的条件づけはしばしばステルスで見えないという特徴がある。EUでの「権力と支配」では、『ブリュッセル効果 The Brussels Effect』（Anu Bradford, 2020）で、著者ブラッドフォードは、EUのグローバルな規制力と影響について多くの事例を観察したことがアイデアになったと序文で記している。本書の多くの章でも、EU委員会や欧州理事会がタンデムのような役割を果たして、「意図した効果」を目指していることが観察された。

本研究に係る経緯に触れた通り、本書が、2010年代中葉を中心に日本において、先に触れた岐路に立つ「揺れるEU」という共通認識の下、EU研究における一つの潮流を確立することに大いに貢献しており、それらのことから評者は、本書の編者（共同）ならびに第1～11章の執筆陣の研究に傾けられた熱意と努力に対して心からの賛辞を贈りたい。